

令和5年度（2023年度）

森林共同管理調査業務
報告書
（概要版）

熊本県

（調査受託者：一般社団法人 N-WOOD国産木材流通機構）

1	調査の背景と方向性	．．． 2
2	調査対象エリア	．．． 3
3	第一次調査	．．． 4
4	第二次調査に向けた検討	．．． 6
5	第二次調査	．．． 9
6	調査結果を踏まえた森林共同管理のモデルプラン	．．． 11
7	今回調査地域に関する考察	．．． 12
8	今後解決すべきと思われる検討課題	．．． 13
9	まとめ	．．． 14

1 調査の背景と方向性

(1) 我が国の民有林・人工林を取り巻く環境

- ① 人工林面積「世界第8位」に対して「木材生産量は26位」
- ② 人工林の75%以上が伐期を迎えている
- ③ 国内の木材需要6,000～7,000万m³/年に対して、国産材供給量は「3,000～3,500万m³/年」に留まっている
- ④ 世界の木材産出国に比べ、民有林所有者ごとの所有面積は極めて小さく、平均0.3haで世界が当然とする機械化林業に適していない
- ⑤ 小規模施業が原因となり、木材の出荷単位は小さく、豊かな国内需要に応える計画的な木材の生産・出荷体制が整っていない
- ⑥ 再造林率は3～4割程度に留まっている

➡ 円滑な「循環型林業＝育林～生産出荷～再造林」の姿にない

(2) 民有林所有者の実情

- ① 所有者の高齢化が進み、所有者自身での森林管理は困難である
- ② 小規模所有であるため、家業としての後継者がいない
- ③ 次世代を成す子供世代は地元から転出し、所有者の不在村化が進行している
- ④ 国際取引価格が木材のプライスリーダーとなる時代にあつて、機械化が進まない

➡ 国内の小規模森林経営の採算性は低く、林業を継続する意欲が減退している等の結果、「未管理状態」の森林が拡大している。

(3) 対策の仮説＝今回調査の方向性

- ① 「地域が一体」となれば、「計画的森林経営が」「機械化を伴い」「合理的なコスト」で進められ、伐採・再造林・保育を繰り返す「循環型林業」が可能となるのではないか
- ② 「地域が一体」となることで、「施業単位の量が増大」し「需要者への魅力度が増し」「国内取引に寄与」できるのではないか
- ③ やる気のある所有者/林家を中心に共同管理事業化することで、地域産業として育成し、林業従事者の増加や育成を図ることができないか

(4) 今回の調査

- ① 所有者の実態を調査する
- ② 所有者の意見に耳を傾ける
- ③ 打開策案を提示して、所有者の意見を聞く

(5) 調査方法：モデル2地区を対象に進める

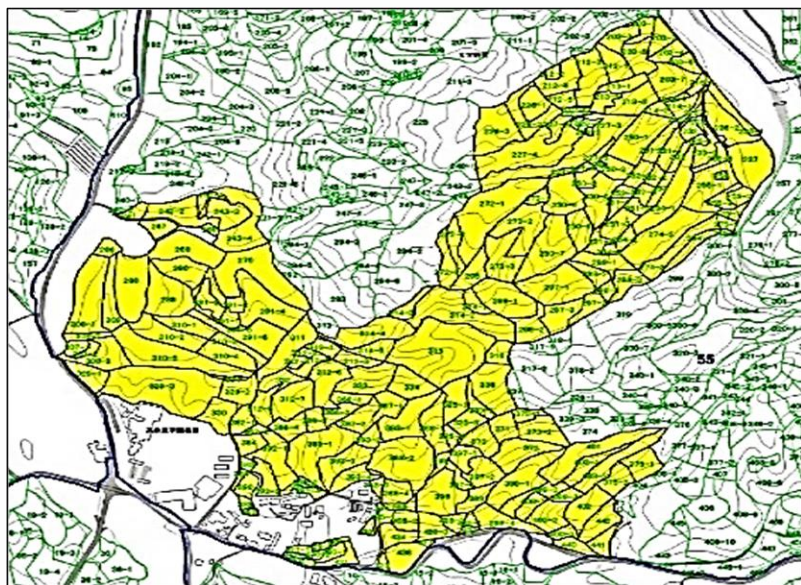
- ① 第一次調査
 - 1) 所有者アンケート
 - 2) 公的データとアンケート結果の照合と分析
 - 3) 現地調査
- ② 第二次調査
 - 1) 第一次調査による「地域一体＝共同管理化への仮案検討」
 - 2) 「地域一体＝共同管理事業案」に対する意見集約と賛否アンケートの実施

2 調査対象エリア

(1) 選定エリア

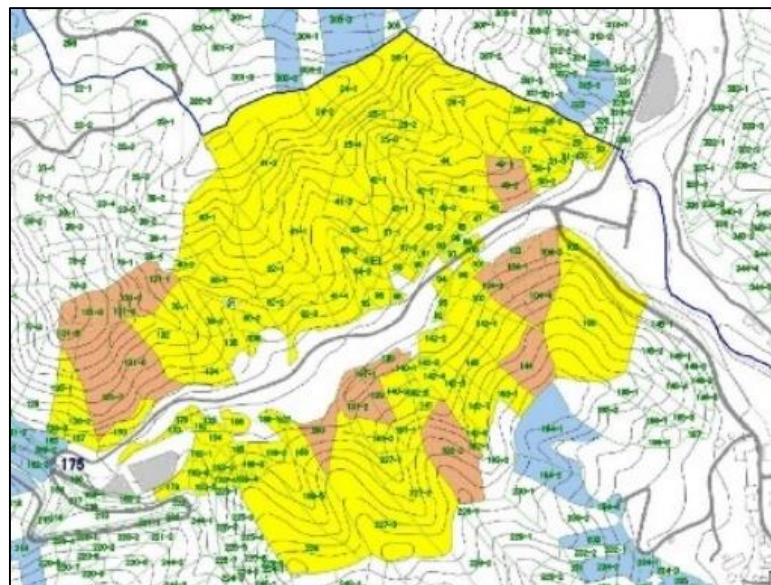
① 高森町野尻地区

- ・ 林班 : 55林班
- ・ 面積 : 約58ha
- ・ 森林所有者 : 50人



② 八代市坂本町鶴喰地区

- ・ 林班 : 175林班
- ・ 面積 : 約22ha
- ・ 森林所有者 : 42人



※ 「森林所有者」は、当該山林に係る固定資産税納税者ベースの人数

(2) 選定の主な理由

- 森林経営計画への編入率が低く、計画的な森林の経営・管理が実施されていない可能性が高いことから、調査目的に合致している。
- 所有者調査への高い参加率を得る為に必要な「地元在住の信頼ある世話役的な方」の存在が見いだせる。
- 所轄市町の理解・協力が得られ、円滑な調査の進行が期待できる。

3 第一次調査（調査概要）

（１）アンケート調査（対面・郵送）（2023年8～9月）

＜調査回収数 合計＞

1) 高森町野尻地区	32名（全50先）	64%回収
2) 八代市坂本町鶴喰地区	26名（全42先）	62%回収

調査項目	調査の内容	把握方法	
		調査用紙	データ
1. 経済的価値（所有規模）	指定した林班内に所有する、森林所有者ごとの合計面積を調査	●	●
2. 経済的価値（樹種）	経済価値のあるスギ・ヒノキの面積割合を調査	●	●
3. 所有地の施業環境	林道・作業道等への隣接の有無、森林斜面の傾斜度などを調査	●	—
4. 権利・登記の状況	一名登記・共有登記などを調査	●	●
5. 第三者との契約・制限の有無	分収林契約や借地契約など、経営の自律性を損なう契約の有無を調査	●	▲
6. 所有森林の今後の計画・希望	森林経営の継続や売却希望など、将来に向けた計画を調査	●	—

補足：上表の「把握方法」の「データ」とは、森林簿・航空写真などの公的情報を指す。

（２）現地調査（2023年10月）

調査項目	調査の内容	把握方法
1. 施業の難易度	所有者単位（小班及び数小班の連結）で施業する場合の可否と難易度	現地確認
2. 作業道・搬出路の状況	必要路網の有無・状況	〃
3. 山林斜面の傾斜度	調査地域一帯を眺めた場合の傾斜度がもたらす林業経営・施業への影響度	〃
4. 樹木生育状況	〃 の樹種別の分布状況と、各樹種の生育度合い	〃
5. 施業環境改善要素の検討	円滑な施業実施環境を創出するために必要な対策の協議	調査員協議

3 第一次調査（調査結果要約）

（3）第一次調査の全体要約（両調査地区共通の事項等）

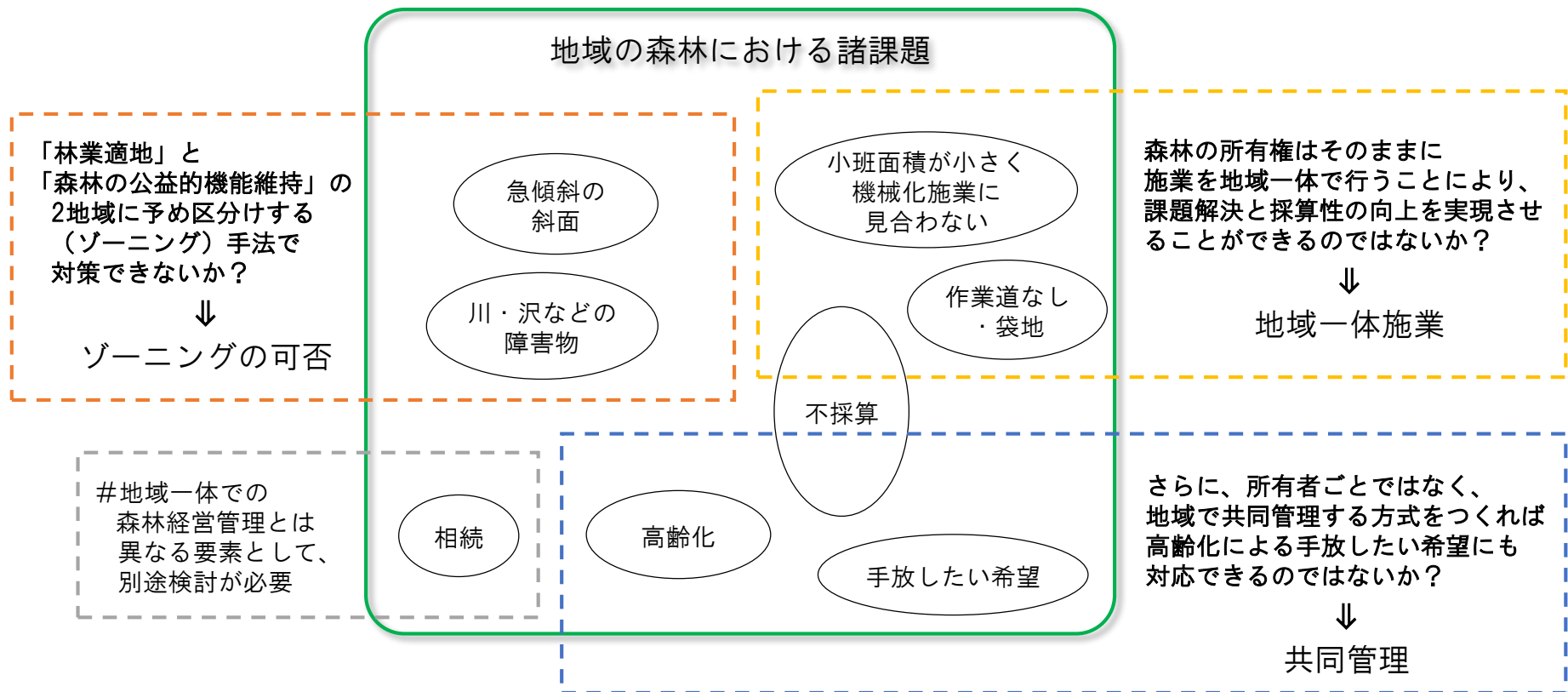
ポジティブ事項

ネガティブ事項

項目	所有者アンケートより	森林簿等地域データより	現地調査より
1 所有面積	① 小班全合計でも1ha未満がほぼ全て 林業で生計を立てるには十分な規模に至っていない 注）調査地域以外に所有者が所有する森林の面積は今回の調査では把握していない		
2 所有者小班数		① 合計面積は少ないが 小班数は多い 。 ② 極小の小班をつくってきた経緯が、結果的に作業道の無い状況を生んでいる	
3 小班ごとの面積	① 0.1～0.3ha単位の小班が大半 で、小班単位では採算に見合う林業経営は成立しない		
4 スギ・ヒノキの比率	① 全体構成比で50～60%を占め、経済的価値は高い		① 鶴喰地区では成長の悪い樹木も多い
5 施業環境	① 小規模施業は高コスト ② 作業道が無いが狭い為、アクセスや木材の搬出は困難 ③ 急斜面と緩斜面での区分が必要		① 作業道なし、又は狭く車両通行が困難 ② 急斜面で施業が困難で高コストが予想 ③ 施業目的地の手前にある雑木林や沢が障害
6 登記の状況	① 単一名義登記がほとんどで良好 ② 単一名義での承継に意識は高い ③ 相続未登記も散見される		
7 所有者の森林経営の判断や希望を阻害する外的要因の有無	① 阻害要因として代表的な「 分収林契約 」などの期間拘束されるものは見受けられない		
8 所有者の考え・希望	① 林業継続希望は20%程度 ② 35%が決めていないと回答 ＝森林への関心の薄さも顕著 ③ 方針を決めている中では60%が売却を希望		

4 第二次調査に向けた検討（森林共同管理の仮案）

（１）各論点を踏まえた対策の仮説 ⇨ 第二次調査内容の検討

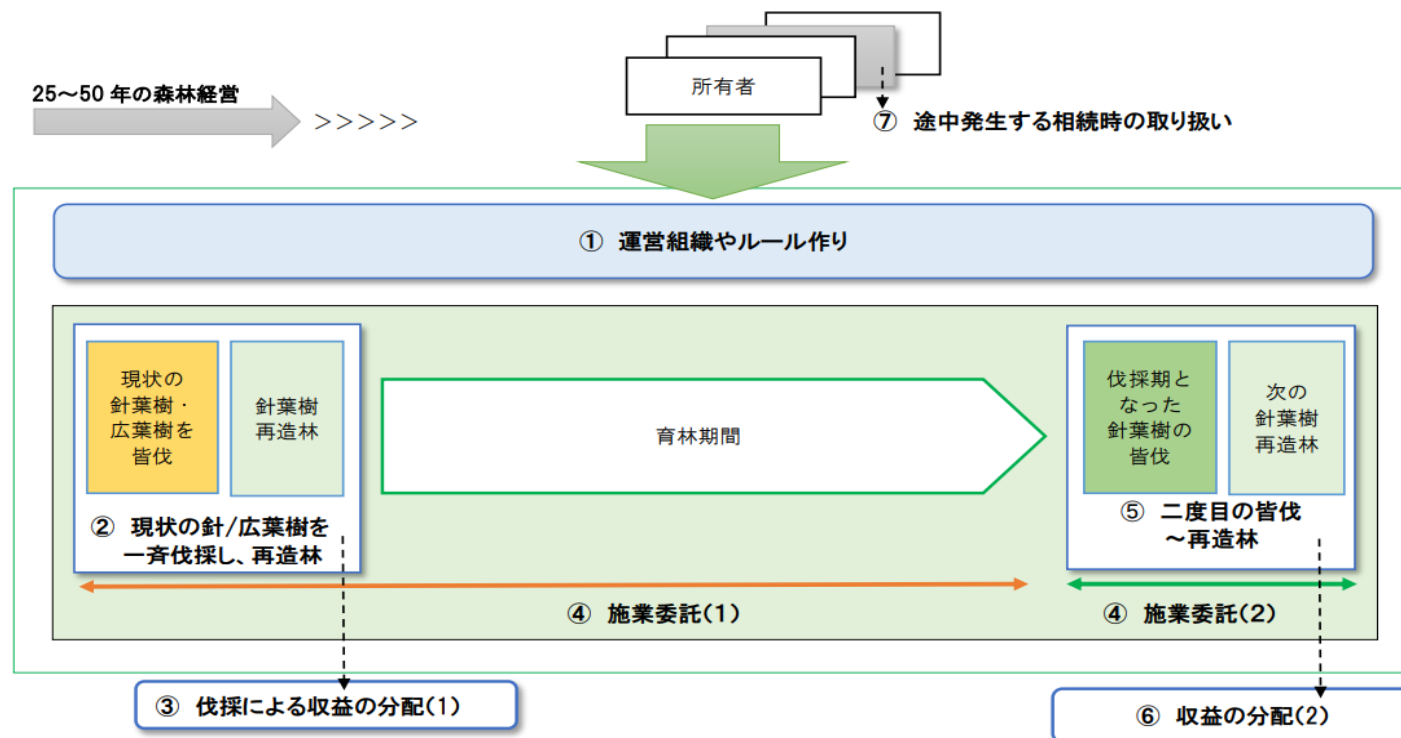


4 第二次調査に向けた検討（森林共同管理の仮案）

（２）「地域一体施業」による共同管理の運営のイメージ

運営に関わる主たる要素は次の内容（①～⑦）があげられる。

- ① 運営する組織をどうつくるか。
- ② 現状の「針葉樹、広葉樹、竹林などの混在林」を一括して伐採し、そこに次の伐採時に経済的価値のある樹種を植えていくことが必要。
- ③ 現状の樹種混在林を地域一体で伐採・搬出/販売すると、再造林費用を控除しても、なお一定の収益を確保できると予測され、その収益分配方法の協議が必要。
- ④ 高齢化が進む現状では、施業は専門の事業者や森林組合への委託が合理的。委託先の選定方法も協議が必要。
- ⑤ 再造林した樹木が次の収穫期を迎えた際、その伐採・搬出～再造林/販売を行う。安定的な販売先の確保が必要。
- ⑥ 伐採・出荷販売する樹木は経済的価値のある樹種のみであることから、相当の収益が期待できる。その分配方法を決めておくことが必要。
- ⑦ 数十年にわたる森林経営の一循環（植林～育林～収穫期）には、必ず森林所有者において「相続」の問題が発生。地域一体施業を損なうことのない承継方法の検討が必要。



4 第二次調査に向けた検討（森林共同管理の仮案）

（3）仮案の具体策と森林所有者に尋ねる主な質問事項

① 仮案

地域における共同管理を実施する区域の指定
行政が地域指定を行う

ゾーニング

循環型林業への好適度判断で「林業好適エリア」と「不適であり、水源かん養などの公益的な機能発揮のための最小限の管理を行政が行うエリア」に二分する。

共同管理
の運営を
委託する
先

基本は
全面的に
管理を委託
する

現在の混合林を一旦伐採～再造林
現在は樹種・林齢など混合林。大半が
伐期を過ぎており、一旦伐採。

施業（伐採～再造林～育林）
施業は委託で行う

収穫期の収益
伐採収益は再造林費用を控除して、
所有者へ分配する

期間中に発生する相続問題

② 所有者への質問事項（骨子） / 第二次調査へ反映

※指定区域面積：調査項目とはせず、法的な伐採限度・地域慣例などを考慮して1林班程度で、一度に伐採する面積が20ha未満となるよう想定する

Q 1：ゾーニングして、地域一体施業することへの賛否
（循環型林業好適地ではないエリア≡森林の公益的機能（水源かん養・山地災害の未然防止）の発揮に向けて行政が最小限の手入れを行うことへの賛否を含む）

Q 2：ゾーニング後の林業好適地を一旦全部伐採することへの賛否
Q 3：そこから生まれる収益の分配方法

Q 4：共同管理の運営や施業は専門業者に委託することを前提に、
委託先の在り方や委託方法
Q 5：好適な委託先をどこを考えるか

Q 6：数十年先に原木の収穫期が来た際の、収益の分配をどのように行うか

Q 7：施業の委託期間中に相続が発生した場合の備えをどうするか
Q 8：提示した仮案に参加したいと考えるか
Q 9：これまでも売却を希望する所有者は一定数いるが、仮案を示してもなお売却や森林を手放すことを希望するか 等々

5 第二次調査（調査概要・結果概要）

（１）目的と実施事項・調査目標

- 1) 第一次調査の整理を踏まえ、森林所有者に問かける「森林共同管理の素案」の作成。
- 2) 素案を基に、森林所有者に説明すべき内容と、質問/調査すべき事項の洗い出し
- 3) 調査結果の整理分析と、そこから浮かんだ課題の検討

（２）アンケート調査（対面・郵送）（2024年1月）

＜調査回収数 合計＞

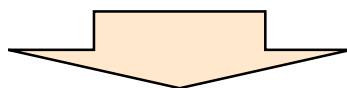
- | | | |
|---------------|-----------|-------|
| 1) 高森町野尻地区 | 25名（全47先） | 53%回収 |
| 2) 八代市坂本町鶴喰地区 | 24名（全36先） | 67%回収 |

※第二次調査での調査対象は、第一次調査における当初の対象先から、「連絡が取れなかった先」を除外した結果、以下のとおりとなった。

- ・高森町野尻地区：50先→47先
- ・八代市坂本町鶴喰地区：42先→36先

（３）第二次調査での調査/質問事項・結果概要

質問（調査項目）	調査内容	調査結果概要	特筆事項
【質問1】 ゾーニングして「地域 一体施業」することについて	森林傾斜度や作業道の状況により「循環型 林業好適地＝共同管理」「循環型林業の不 適地＝公益的機能に向けて県や市町村が最 低限の管理を行う」ことの賛否を質問。	所有者の約90%が賛成意見。但し、 これに伴う費用負担は無い状態を前 提とする意見が多い。	
【質問2】 現在の混合林を一旦全 部伐採～再造林すること について	伐採～再造林の全体収支が黒字であること を前提に、一旦全部伐採することの賛否を 質問。	所有者の90%以上が賛成意見。但し、 自己の費用負担無しが条件となってい る。	
【質問3】 一旦全部伐採した時に 発生する収益配分方法に ついて	「針葉樹林所有者と広葉樹林所有者の配分 方法の差の設定要否」「一括/分割など、 払い方への希望」を質問。	回答数の60%近くが「針葉樹には手 厚い配分」を求めている。針葉樹の 面積割合と近似しており、そうした 所有者の意見と推測。	



5 第二次調査（結果概要）

（3）第二次調査での調査/質問事項・結果概要（つづき）

質問（調査項目）	調査内容	調査結果概要	特筆事項
【質問4】 共同管理の運営組織の 在り方について	地域自主管理/認可地縁団体/施業委託先 依存/経営管理法利用 などの複数方法を 示して諾否を質問。	「委託先での事業部として管理希 望」と「経営管理制度利用」への関 心が高い。いずれの傾向も「自分 ではやれない」ことが共通。	
【質問5】 施業や事務管理の委託 先について	市町村推奨業者/森林組合/など、複数の 候補先・方法についての諾否を質問。	希望が最も多いのは森林組合。続い て「行政が認定する専門業者」と なっている。	2地域とも地元森林組 合が森林経営計画に入 れている割合はわずか。
【質問6】 将来の伐採時の収益の 分配方法について	現状の樹木を一旦全伐採した後は、価値あ る針葉樹を一面に再造林。その収穫時期の 収益配分方法を質問。	同一樹種の伐採であり「面積に応じ た分配」で概ね一致している。但し、 毎年の固定資産税を意識してか、分 割払いでの受け取り希望も多い。	後継者への経済負担を 気にする所有者が多い。
【質問7】 期間中に起きうる相続 への対処について	家族内一名相続の申し合わせ/森林を信託財 産化/途中売買などの自在性の要否など、複 数案を提示して諾否を質問。	「子供一名に単独相続させる」とい う意見が強いが、反面、共同管理期 間中に子供が売却を希望した場合の 対応など、子供判断を優先したい声 も強い。	
【質問8】 共同管理事業への参加 の有無について	森林経営への様々な課題の認識とその対策 案。今回の提案内容などを踏まえ、森林所 有者自身が共同管理に参加したいか否かを 質問。	「収益分配があることを前提に参加 したい」が回答数の76%を占める。 一方で「将来売却可能なら参加」も 33%ある。	
【質問9】 第一次調査で過去に森 林売却を希望していた方 を含め、今回の提案で、 まだ売却を考えるか？	地域一体施業が開始されても、やはり売却 を希望するかを質問。	「やはり手放したい」の回答数は第 一次調査の約60%（P4参照）から 10%に減少し、共同管理方式への一 定の評価がみられる。	森林管理の問題や固定 資産税の負担などが軽 減されると考え、歓迎 する所有者が多い。

6 調査結果を踏まえた森林共同管理のモデルプラン

前提となる考え方

<共同管理運営主体に必要な機能>

- 1) 地域一体施業の基本的な考え方や計画立案
- 2) 施業委託先の発掘・契約
- 3) 収支管理
- 4) 固定資産税などの費用管理・支払い等の事務
- 5) 収益金の管理・分配 など

<地域一体施業実施主体に必要な機能>

- 1) 素材生産機能（機械化施業の機能）、育林作業機能
- 2) 森林調査・ゾーニング判定・循環管理計画の立案と、経済的試算作成の機能
- 3) 森林経営計画の立案・公的補助金の申請機能
- 4) 長期運営の事務・金銭管理機能
- 5) 原木の販売機能

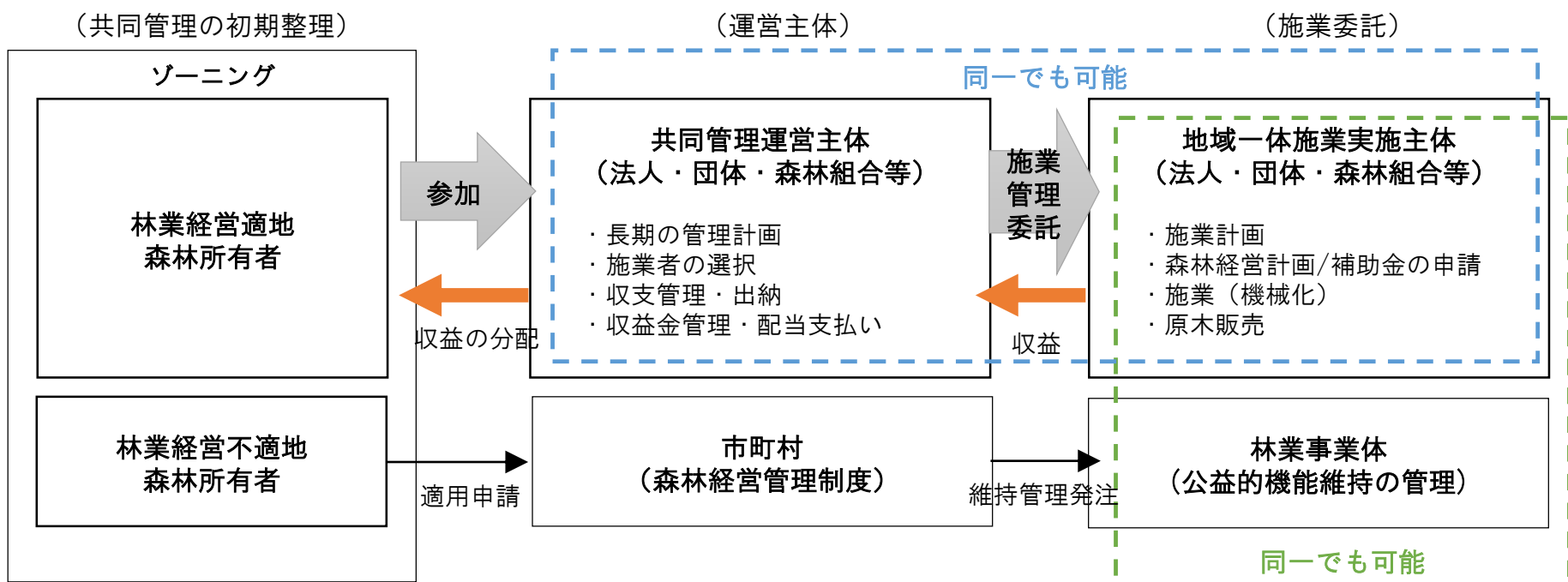
(A案) 森林組合へ委託

➡ 施業を担う作業班が、地元の地理や所有者を熟知しており、地域との親和性が高い。

(B案) 行政が認定する施業管理会社へ委託

➡ コンペ方式により「コスト・収益見込み・施業計画等」の提案の比較・選択が可能。

<モデルプラン：運営主体・施業委託先を全て法人（民間企業）・団体、森林組合などで考えるケース>



※ 上記のケースの他、市町村が林業経営適地及び不適地の共同管理運営主体となるケースも考えられる。11

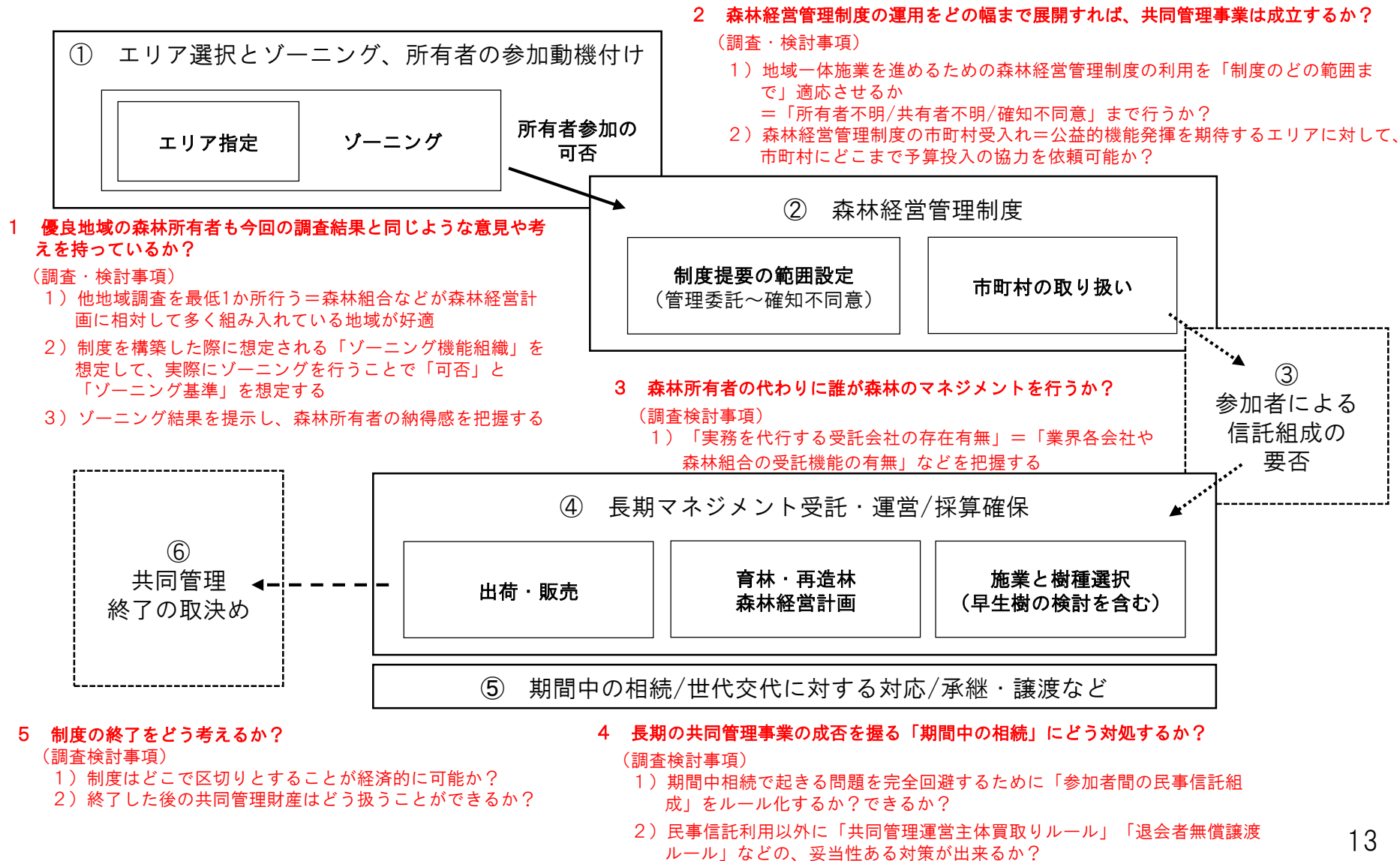
7 今回調査地域に関する考察

特徴や所有者意識	高森町野尻地区	八代市坂本町鶴喰地区
地域的特性	山林全体が緩急入り混じっており、かつ、作業道の網羅性に課題があるものの、施業場所への進入や原木の搬出は比較的容易。 また、立木の生育は良好で、原木販売収益も期待できる。	林道が中央にあるものの、北側は急斜面、反対側は沢を抱えるなど、進入・搬出など施業の環境に難あり。 加えて沢側の立木の成長は林齢の割には良くない。
ゾーニングの結果想定	地域一体施業により林業経営の収益改善が実現できる可能性が高い典型的なエリア。	ゾーニングにより、当該エリアは公益的機能発揮エリアに区分される可能性が高い。
調査回収度	二次調査回収が53%と極めて低く、不在村化や無関心化が進んでいるとみられる。	一次調査と二次調査の回答率がほぼ同等（60%代）で、在村している所有者にとって常なる関心事であることがうかがえる。
地域一体施業への参加の是非	第一位：将来森林を売却可能なら参加。 第二位：収益分配があるなら参加。	第一位：収益分配があるなら参加。 第二位：将来森林を売却可能なら参加。
森林を手放すか、所有を維持するか	第一位：将来森林を売却可能ならそれまでは維持したい。 第二位：収益分配があるなら維持したい。	第一位：収益分配があるなら維持したい。 第二位：手放したい。
総評	➤ 地域一体施業に取り組むことで、全体の森林価値が大きく高まる可能性をもつ典型的なエリア。 ➤ 地域一体施業により「作業道沿いの広葉樹を伐採しなければ施業エリアに進入・原木搬出が出来ない」、「作業道の接道がないため、切り出した原木の搬出のためにいちいち隣地所有者の承諾を取り付けねばならない」等の課題が一気に解決できる可能性が高い。 ➤ 法人、団体、森林組合等が共同管理の運営主体となるスキームが成立する可能性が高いと考えられる。	➤ 森林面積的には約半分が地域一体施業で蘇る可能性を持つ（林道南側の沢を挟んで奥地部分）。但し、元々当該地域の実態は、樹齢と現場で確認したその成長度は大きく乖離しており、検討を進めたとしても林業適地に認定できるか否かは極めて不透明である。 ➤ このため、市町村が共同管理の運営主体となるスキームへの親和性が高いと考えられる（森林経営管理制度）。
その他、共同管理事業を行う場合に考慮すべき要件	➤ 不在村化・低い関心の傾向がみられることから、森林経営管理制度の「不確知みなし同意」の取得が必要である。	➤ 半分以上が公益的機能追求エリアになる可能性が高い。 ➤ 地域一体施業を検討する際には、期待できる収益が小さいことに鑑み、共同管理に係るコストが低くなる方法を選択すべき。

8 今後解決すべきと思われる検討課題

「森林共同管理事業」実現の要素とフロー、今後解決すべき課題の考察

共同管理事業を改めて振り返ると、下図フローの課題が考えられる。



(1) 森林管理の方向性（概要）

今回の調査結果を踏まえると、一定のまとまりを成す森林（1林班程度を想定）の経営管理については、その森林を「地域一体施業」で主伐～再造林を行うことで採算性の向上が見込まれ、そこで得られた収益の分配を前提に「森林の共同管理」を行うことについては、森林所有者から一定の理解と賛同が得られたと考えられる。

(2) 森林共同管理の骨子（ポイント）

「森林共同管理」を進めていくためには、下記骨子（ポイント）についての関係者間の合意形成が必要である。

- ① 「地域一体施業」の実施に当たっては、循環型林業経営に適した地形・属性要件（所有権・他の制限を伴う契約など）のある「林業経営適地森林」と、循環型林業経営に適さない「林業経営不適地森林」にゾーニングを行い、「林業経営適地森林」を対象にして、森林資源の内容を加味した、（分配比率を考慮＝針葉樹＞広葉樹）収益分配を行う地域一体施業を実施。
- ② 森林共同管理の運営は、所有者の同意を得ることを前提に、所有者以外の主体が担うものとし、その実施に当たっては所有者に金銭的負担が生じないようにする。
- ③ 森林の施業管理は、運営主体から一括して長期で委託を受ける林業事業体（森林組合・専門法人等）が実施する。（森林共同管理の運営主体と施業管理を行う林業事業体が同一であることを妨げない）。
- ④ 共同管理の実施期間は、現存する森林を一旦全部主伐～再造林し、次回の主伐～再造林を行うまでの期間とする。期間の長短は再造林する樹種が成木に至るのに必要な期間と連動するが、概ね30～50年を想定している。

(3) 今後の対応

上記内容による森林共同管理について、前ページの検討課題なども踏まえて実現可能性についてさらに調査を行うことを検討。